

熱中症対策を実施する中小企業者等を支援します！

～焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金のご案内～

焼津市では、熱中症対策として、市内事業者が導入する猛暑対策設備や機器等の導入・設置費用の一部を支援します。

<補助対象経費>

猛暑対策設備等の導入に係る次の経費とします。

｜設計費｜設備購入費｜導入工事費｜諸経費（共通仮設費など）｜

猛暑対策設備等導入の例

｜エアコン｜ミストシャワー｜シーリングファン｜

｜スポットクーラー｜扇風機｜スプリンクラー｜水分補給器具｜

｜循環扇｜遮光フィルム｜ファンベスト｜建築物等の断熱工事｜

<補助の要件>

令和8年4月1日以降に導入する設備であること

交付要綱に掲げる設備等の導入に係る経費であること

<補助の対象者>

市内に事業所を有する中小企業者等（法人・個人事業主）

市内に居住若しくは本店を有する農業者

<補助率>

補助対象経費の1／3以内 上限20万円

<申請期限>

令和9年3月5日（金）までに交付申請書を提出

<その他>

補助金の申請手順等については、焼津市HPをご覧ください。

< <https://www.city.yaizu.lg.jp/g05-005/shoko/syouene.html> >

市ホームページはこちら。
交付要綱とともに、
必ずご確認ください！



問合せ：焼津市商工観光課商工政策担当 (Tel:054-626-1175)

農業者については：農政課農業振興担当 (Tel:054-626-2157)